

名古屋都市計画用途地域の変更（東郷町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建 築 物 の 延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建 築 物 の 建築面積の 敷地面積に 対する割合	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さの 限 度	その他 及び 備 考
第一種低層 住居専用地域	約 211 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	37.6%
	約 30 ha	10/10以下	6/10以下				5.3%
小 計	約 241 ha						42.9%
第一種中高層 住居専用地域	約 107 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	19.0%
第二種中高層 住居専用地域	約 100 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	17.8%
第一種 住居地域	約 67 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.9%
第二種 住居地域	約 22 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.9%
準住居地域	約 2.1 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.4%
近隣商業地域	約 14 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	2.5%
準工業地域	約 4.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.7%
工業地域	約 5.3 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.9%
合 計	約 562 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

東郷中央土地区画整理事業の進捗に伴い、将来の土地利用計画、周辺の土地利用の状況及び都市基盤施設の整備状況等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。